

国民年金保険料又は厚生年金保険料を 電子納付されるお客さまへ(お知らせ)

平成22年1月1日に「日本年金機構」が設立されたことに伴い、「社会保険庁」は廃止され、従来の国民年金保険料または厚生年金保険料の収納機関名は「厚生労働省年金局」となりました。

そこで、次の3点について、お知らせいたします。

- (1) 国民年金保険料や厚生年金保険料について、インターネットなどを利用して平成22年1月4日以後に電子納付される際は、確認画面に、振込先として「社会保険庁」と表示される場合がありますが、そのまま手続きを進めていただければ、正しく厚生労働省年金局に納付されます。
- (2) また、通帳等にも「コソキン(シヤ休ケンチヨウ)」等と記帳される場合がありますが、同様に正しく厚生労働省年金局に納付されていますので問題ありません。
- (3) なお、現在、電子納付される際の振込先の表示変更手続きを進めておりますが、作業を開始する平成22年1月23日(土)午前3時から午前4時の間は電子納付が出来なくなりますので、ご理解賜りますよう、お願いいたします。

平成22年1月22日

日本年金機構本部

システム統括部 IT・システム統括グループ